

巻頭言

「テレビ字幕のガイドライン見直し」

理事長 新谷 友良

テレビ字幕放送は、昭和 58 年 10 月 NHK の連続テレビ小説「おしん」の実験放送が始まりです。本放送は昭和 60 年 11 月からで、NHK の連続テレビ小説「いちばん太鼓」あたりがその始まり。録画された番組に字幕を付けていました。生放送の字幕は、平成 12 年 3 月 NHK の「ニュース 7」が開始で、それほど古い話ではありません。

それが今では、東京では NHK や民放の番組にほとんど字幕がついており、字幕のついていない番組を探すのに工夫がいるようになりました。総務省が「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」というガイドラインを作っており、これによれば「NHK（総合）・在京キー 5 局などでは、平成 29 年度までに対象の放送番組のすべてに字幕付与」とされています。そして、直近の平成 27 年度の字幕付与の実績は NHK（総合）93.8%です。それでも、例えば、朝早くの番組には字幕がついていないし、国会中継や政党討論その他トークショーにも字幕のついていないものがあり、「平成 29 年度までに対象の放送番組のすべてに字幕付与」は本当かな？ と思ってしまいます。

このような感じ方のずれは、総務省の行政指針が「すべての放送番組」を対象とするのではなく、字幕普及の目標とする対象番組を制限していることが理由です。例えば、夜 0 時から朝 7 時までの間に放送される番組は字幕付与の対象外です。国会中継も複数人が同時に会話を行う生放送番組も対象外になっています。また、地方局が作る番組では字幕付きが極端に少なく、民放の CM には字幕がほとんど付いていません。その大きな理由は、機材や字幕制作にかかわるスタッフの不足があげられていますが、国会中継では字幕内容の中立・公平さを放送事業者は心配しているようです。

現在の行政指針は今年度までとなっていますので、この秋から総務省は新たな行政指針を作成するための研究会を開始しています。前回の行政指針作成や見直し時と比べて、字幕付与に関する技術は様変わりしています。字幕制作技術の蓄積があり、音声認識技術も進歩していますので、字幕付与番組の量的な拡大には目途がついてきている印象を持ちます。今回の行政指針見直しでは、東名阪のキー局にとどまらず、地方局の字幕付与や BS、CS 局の字幕付与の目標かさ上げと同時に、字幕の質、例えば表示位置の工夫などにも指針の目を配ってほしいと考えます。